

**平成24年度第2回林野庁入札等監視委員会 審議概要**

|  |           |                                   |  |  |
|--|-----------|-----------------------------------|--|--|
| 開催日及び場所                                      |           | 平成24年9月13日(木曜日)林野庁本館会議室           |  |  |
| 委員   |           | 前原一彦(公認会計士)                       | 鍛冶良明(弁護士)  |  |
| 審議対象期間                                       |           | 平成24年4月1日~平成24年6月30日              |  |  |
| 審議対象案件                                       |           | 161件                              | うち、1者応札案件24件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件5件                        |  |
| 抽出案件   |           | 10件<br>(抽出率6%)                    | うち、1者応札案件6件<br>(抽出率60%)<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件2件<br>(抽出率40%) |  |
| 抽出案件内訳                                       | 工事        | 一般競争                              | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 指名競争                              | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 工事希望型競争                           | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | その他の指名競争                          | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 随意契約                              | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  | 業務        | 一般競争                              | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 指名競争                              | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 簡易公募型競争                           | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | その他の指名競争                          | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 公募型プロポーザル                         | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  | 随意契約      | 簡易公募型プロポーザル                       | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 標準型プロポーザル                         | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | その他の随意契約                          | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件1件                   |  |
|  |           | 一般競争                              | 7件<br>うち、1者応札案件5件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件2件                   |  |
| 物品・役務等                                       | 指名競争      | 指名競争                              | 一件<br>うち、1者応札案件一件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  |           | 随意契約(企画競争・公募)                     | 2件<br>うち、1者応札案件1件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
|  | 随意契約(その他) | 随意契約(その他)                         | 1件<br>うち、1者応札案件0件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件一件                   |  |
| (待記事項)<br>・抽出の5件については、1者応札や契約金額が高かったの等を抽出した。 |           |                                   |  |  |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等                         |           | 意見・質問<br>(詳細に記述すること。)<br>(別紙のとおり) | 回答等<br>(詳細に記述すること。)<br>(別紙のとおり)                            |  |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容<br><br>【これらに対し部局長が講じた措置】  |           | 該当なし                              |  |  |

事務局:林野庁林政部林政課会計経理第1班

(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

|                              | 意見・質問   | 回答   |
|------------------------------|---|--|
| 委員からの意見<br>・質問、それに<br>対する回答等 | <p>物品・役務関係<br/>〔抽出番号1：平成24年度花粉症対策品種開発技術高度化推進事業のうち遺伝子組換えによる花粉症発生制御技術等の開発事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率が高い理由は何か。</li> <li>・この業者の見積もりを参考にしたのか。</li> <li>・この業者はどの位の規模なのか。</li> <li>・仮に入札者が複数あって、見積もりそれぞれ提出された場合は、どのように予定価格を作成するのか。</li> <li>・一般管理費が人件費の10%となっているが妥当であるのか。</li> <li>・人件費の単価で7,000円の単価があるがどのような業務を行っているのか。</li> <li>・1者応札のアンケートの内容から見ると、事実上、こここの業者でしかできない事業であると思われるが。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の予定価格については、業者からの見積書を参考に作成したが、見積書を提出した業者が1者でその業者が落札したことから、落札率が高くなつたと思われる。</li> <li>・技術的な要素もあったことから参考にした。</li> <li>・総務担当部署も含めて研究開発部門では約700名で、元林野庁の国立の研究機関であり、その後、独立行政法人となったものである。</li> <li>・提出された見積書のそれぞれの項目で一番安い価格を採用して作成することになると思う。</li> <li>・この事業では一般的な範囲と考える。</li> <li>・アルバイトの方で、データ入力等の補助を行っている。</li> <li>・昨年1者応札であったための事後チェックとして、アンケート調査をお願いした製紙会社の研究部門の業者が入札してもらえないかと思ったが、結果的にこここの業者のみであった。また、継続事業でもあったことから、初年度に契約したこここの業者が事業内容に精通していることも考えられる。</li> </ul> |

【抽出番号2：平成24年度森林資源調査データ解析事業】

・落札率が低くなっているが、予定価格の作成に当たって業者からの見積書の他に何か基準としたものがあるのか。

・なぜ落札率が低くなったのか。

・どうしても落札したかったというとか。

・この業者は今回初めて落札したのか。

・年度ごとで、この事業の事業費に違いがあるのか。

・予定価格もそれを考慮したのか。

・入札説明会には3者が参加し、結果的には1者応札であったが、技術的に何か難しいところがあったのか。

・二つに分けたもう一方の方はどこが落札したのか。

・結果的には前年度と同じになったということか。

・人件費の明細において、二人の方がメインで行っているようだが、昨年も同じなのか。

・昨年もこの方の人事費単価が変わらないとすれば、昨年は時間数が多かつたということか。

・予定価格については、業者からの見積書ではなく、過去の事業実績を参考に算出している。

・落札業者に聞き取りを行った結果、入札説明会の時点では3者が参加しており、他社との競合が予想されたことから、通常より低い金額で入札したと聞いている。

・そのようである。

・昨年度も落札している。

・昨年度までは、データ解析事業と精度検証調査事業を一括で発注していたが、今年度からは、入札参加者を増やすために、これらを分けて発注した。

・そうである。

・業者に聞き取りを行った結果、仕様書の内容の一部に取り扱えな業務があったなど、事業の実施に不安があつたということから辞退されたとのことである。

・同じ業者である。

・そうである。

・昨年もこの二人がメインで行っている。

・昨年はデータ解析事業と精度検証調査事業と二つあったことから、時間数が多かつた。

【抽出番号3：愛知県日進市保安林不解除処分訴訟事案に係る行政庁意見書作成等請負業務1件】

・抽出番号7にもあるが、ここの業者は林野庁の顧問弁護士なのか。

国有林野事業では、年間を通じて顧問弁護士という形で契約しているが、今回契約は、この訴訟のみの請負契約であり、保安林不解除処分の訴訟が提訴され、原告側も行政法等に詳しい複数の弁護士を立てたことから、名古屋法務局からの打診もあり、行政法等や森林に係る民事訴訟

|   |   |
|---|---|
|   | <p>案件に精通している法律事務所と契約に至ったものである。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格はどのように決めるのか。</li> <li>・成功報酬はあるのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律事務所の標準報酬と、準備書面の作成経費、弁護士協会で出している個別相談の時間割単価を根拠に算出している。</li> <li>・ない。</li> </ul>   |
| <p>[抽出番号4：平成24年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業（高付加価値型製造ビジネスシステム：気相成長法ナノカーボン製造タイプ）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は毎年実施しているのか。</li> <li>・契約金額は毎年同じか。</li> <li>・ここの業者しかできないのか。</li> <li>・20年度から決まっているというとか。</li> <li>・他への技術活用はあるのか。</li> <li>・これまでの各年度の契約金額はどの位か。</li> <li>・毎年減っているようだが。</li> <li>・どのような技術なのか。</li> <li>・林野庁のメリットは。</li> <li>・ここの業者とともに事業を行う理由は。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度から実施している。</li> <li>・年度によって事業内容が異なるので契約金額も違う。</li> <li>・ここの業者が開発した技術を必要とするものであり、その技術を使用する権利があれば可能である。また、公告にも必要な技術や特許を有する者又は実施する権利を有する者を要件としている。なお、本事業は、初年度に課題公募をし、採択した課題について技術実証を行うもので、初年度にここの業者の課題が採択され、継続して実施しているものである。</li> <li>・実施する課題は20年度で決まっている。</li> <li>・商品化前の段階であり、活用されていない。</li> <li>・平成20年度は約160,000千円、平成21年度範囲約90,000千円、平成22年度は約83,000千円、平成23年度は約77,000千円である。</li> <li>・内容を精査しながら、重点化を図ったり、一部計画を廃止したりしている。</li> <li>・木材をガス化した成分から金属によりナノカーボンを析出するもので、製造されたナノカーボンは、パソコンの筐体などに添加することを想定している。</li> <li>・木材の新たな用途への利用により、森林・林業の再生に繋がるものと考える。</li> <li>・木材を原料とした技術実証を行うことで、この業者の技術の実用化を</li> </ul> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>・石油の代替になるものなのか。</p> <p>・平成20年度から実施しているとのことであるが、まだ技術実証は続いくことになるのか。</p>  | <p>加速するとともに、未利用森林資源の利用推進を目的としている。</p> <p>・石油から木材へ一部は代替可能である。</p> <p>・本年度が最終年度であり、本年度において、平成20年度からの実証結果を取りまとめており、その成果によっては、木質バイオマス由来のナノカーボンの実用化が期待される。</p>  |
|  | <p>[抽出番号5：国有林G I Sの運用・管理・保守一式]</p> <p>・G I Sは何の略か。</p> <p>・1者応札であるが、他で同じことができる業者ないのか。</p> <p>・落札率が高かった理由は。</p> <p>・J-STIMSというエンジンを扱えるのはここの業者しかいないのか。</p> <p>・今後何年も継続していくことになるのか。</p> <p>・いずれシステムの切り替え時にJ-STIMSが換わることがあるのか。</p> <p>・今後換える時は、他でも使っているエンジンになるのか。</p> | <p>・ジオグラフィック・インフォメーション・システムである。</p> <p>・国有林G I Sを動かすためのJ-STIMSというエンジンを使用しているが、現在、このエンジンが一般的には扱われていない特殊なものであるので、このエンジンに精通している業者は限られていると思う。</p> <p>・この運用・管理・保守は平成17年から継続しているので、対前年の状況からある程度の金額は推察できると思う。</p> <p>・そのようなことはないが、特殊なエンジンということで、他の業者では、積極的にこのエンジンを扱おうという状況にはないと思う。</p> <p>・国有林G I Sは、各種業務に必要なシステムであり継続利用していくことになる。</p> <p>・システムの期限が限られているものではないので、このエンジンを使い続けることになる。</p> <p>・今後、J-STIMSエンジンのサポートができなくなるという状況になれば、別のエンジンを検討しなければならないが、今のところそのような状況ではないので、このまま使い続ける考えである。</p> |
|  | <p>[抽出番号6：国有林野情報管理システムに係る機器の賃貸借一式]</p> <p>・英語の入札公告があるが外国企業も参加できるのか。</p> <p>・他の業者が参加することは可能か。</p>  | <p>・政府調達に該当することから外国企業も参加できる。</p> <p>・現行資源のプログラムを移行して運用できる機器を準備できれば、他の業者でも参加できる。</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>他の業者が一から始めて採算はとれるのか。</li> <li>予定価格は過去の実績で作成しているのか。</li> <li>この業者はリースのみか。保守契約は別の業者が行っているのか。</li> <li>他のリース会社が入札に応じてくるということは難しいのか。</li> <li>システム自体の評価は、ここでは行われていないのか。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>営業サイドから見た時に、採算がとれるとれないを判断しており、それが1者応札の要因の一つでもあると思う。</li> <li>業者の見積もりなどを参考として作成している。</li> <li>リースのみで、機器の保守、サポートは他の専門業者が行っている。</li> <li>同等性能以上の機器を準備できれば可能である。</li> <li>行われていない。</li> </ul>  |
| <p>〔抽出番号7：国有林材の供給調整機能検討事業一式〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>落札率が低いが。</li> <li>この財団には天下りの方が2人いるがその影響力はあるのか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>資料招請の段階で1者のみの参加で、仕様書の意見、見積書微収も行い予定価格を作成した。その結果低い落札率となつたが、事業実施には問題はないとのことである。</li> <li>ない。</li> </ul>   |
| <p>〔抽出番号8：平成24年度林野庁法律顧問業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間に何件相談しても何時間相談して契約金額の範囲なのか。</li> <li>これまでここと契約しているのか。</li> <li>感覚的には違う方法があつても良いと思うが。</li> <li>請負契約書の履行期間が、4月6日から3月29日と中途半端であるが。</li> <li>これは企画書で審査するということ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特に限度は定めていない。ここ最近の相談実績は、年間70件から80件程度である。</li> <li>そうである。22年度からこれまでの公募方式から企画競争方式としているが、依然、1者での応募だったので、幅広に応募してもらうように、公募期間を長くするなどして、24年度は3者からの応募があったところである。</li> <li>一般的の行政官庁とは違つて、林野庁は国有林野事業という事業を直接行い、全国に約760万haの国有林野を保有していることもあり、損害賠償請求など民事事件に係る紛争が多く、このような特殊性もあることに加え、行政官庁という役割もある。</li> <li>今年は、暫定予算が編成されたため、当初予算の成立を待つて4月6日を開始日とし、履行期限は土日の関係で3月29日の金曜日とした。なお、4月5日までの間は、急を要する相談事案はなかつた。</li> <li>面接は行わない。企画書にこちら</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
| <p>で、書類だけで決めてしまうのか。面接などは行わないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画書は資料にはないが。</li> <li>・採点結果総括表の中で、過去に担当したという項目があるが、評価点が10点のところ、5点となっているがその理由は何か。</li> <li>・0点の者もいるが。</li> </ul>  | <p>で必要な事項を記載していただき、それで判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分量も多いため、資料として添付はしていないが、過去に取り扱った訴訟事案の内容が記載されている。</li> <li>・例えば国家賠償法は扱ったが、民法717条は扱っていないというように、実績によって10点、5点の採点基準が決まっている。</li> <li>・提出された企画書では確認できなかつたということである。</li> </ul>  |
| <p>[抽出番号9：森林保険業務システムに係る改修等業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の作成に、業者が関与しているのか。</li> <li>・支援業者との契約はないのか。</li> <li>・今回の予定価格の基準は何か。</li> <li>・システムを開発した業者以外に、今回のために他の業者が参加することは難しいのか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・このシステムは平成20年度から開発を始めているが、システム開発業者とは別に、システム構築支援業者と契約して、システム開発を進めてきたところ。当該支援業者にも見てもらひながら、今年度の改修業務に係る仕様書を作成した。</li> <li>・23年度までは契約していたが、現在は契約はしていない。</li> <li>・業者からの見積もりを参考に作成している。</li> <li>・今回の入札説明会には、落札業者の他もう1者来られていた。</li> </ul>                                  |
| <p>[抽出番号10：平成24年度森林技術総合研修所庁舎の管理・運営業務一式]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子建物管理株式会社は、八王子周辺の管理運営業務を行っているのか。</li> <li>・入札業者は、八王子界隈の業者なのか。</li> <li>・もう少し入札の参加があつてもよいと思うが。</li> <li>・警備、清掃、機械設備の保守は、一括で発注しなくてもよいのではないか。</li> <li>・業務内容の技術的部分の評価には関</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・そうである。ここの業者は八王子市内にあり、ここ数年は、当研修所の管理・運営業務はここが落札している。毎年、新規の業者が何社か来られるが、途中で辞退するところがあり、その理由を聞くと、清掃業務等は扱えるが、機械の保守管理ができないということである。</li> <li>・八王子に2社で、他は府中市と山梨県の会社である。</li> <li>・例年8者ぐらいで今回は少なかつた。</li> <li>・一括して発注した方が全体の契約額が下がることからそのようにしている。</li> <li>・そうである。</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | 係なく、金額によるものか。   |
|  | <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委員会としての意見はなし。</li></ul> |